

求職者の求職期間の動向

公共職業安定所（ハローワーク）の求職者は求職登録の上、求職活動を進めていくが、その求職期間は雇用情勢の厳しさや就職の困難度などによって影響を受けている。

求職者の求職期間については、ハローワークシステムの整備に伴い、平成 24 年度以降、把握することができる。過去 3 回の労働市場分析レポート（第 25 号、第 44 号、第 57 号）では、有効求職者を求職期間別に集計し、データを蓄積してきたが、このレポートでは、これらのデータに平成 27 年度分のデータを加えて、平成 24 年度以降の 4 か年の動向について考察する。

1. 求職期間の短い者の構成比が上昇

有効求人倍率が上昇し、雇用情勢は改善してきたが、それに伴い、求職者の求職期間には短くなる動きがみられる。

求職者の求職期間別構成をみると、平成 24 年度から 27 年度にかけて、求職期間が 30 日以下及び 31 日から 60 日の者の構成比は高まり、121 日から 180 日及び 181 日以上者の構成比は低下している。求職者のうち、求職期間が短い者の構成比が高まり、求職期間の長い者の構成比が低下することで、求職者の求職期間は短くなっていると考えられる。

特に、求職期間 181 日以上長期求職者については、平成 24 年度の 13.3% から平成 27 年度には 11.2% へと低下している（図 1）。

2. 中高年層での長期求職者割合の低下

年齢階級別に長期求職者の割合をみると、45～54 歳層、55～64 歳層などの中高年層で長期求職者の割合は高いが、平成 24 年度から 27 年度にかけての動きをみると、他の年齢層に比べ、45～54 歳層、55～64 歳層での低下幅が大きくなっている（図 2）。

3. 事業主都合による離職求職者での長期求職者割合の低下

求職理由別に長期求職者の割合をみると、事業主都合による離職求職者で長期求職者の割合は高いが、平成24年度から27年度にかけての動きをみると、他の理由に比べ、事業主都合による離職求職者での低下幅が大きくなっている（図3）。

4. 就職困難層でも就業環境は改善

雇用情勢の改善に伴い、長期求職者の割合は低下しているが、今まで見たように年齢階級別にみても、求職理由別にみても、長期求職者の割合が高い層で、長期求職者の割合は低下している。

これに関連して、求職期間別に年齢階級別構成をみると、求職期間が長くなるほど45～54歳層及び55～64歳層の割合が高まり、求職期間121日以上では、求職期間計の値に比べ、45～54歳層、55～64歳層の割合が高くなっている（図4）。また、求職期間別に求職理由別構成をみても、求職期間が長くなるほど事業主都合による離職求職者の割合は高まり、求職期間121日以上では、求職期間計の値に比べ、事業主都合による離職求職者の割合が高くなっている（図5）。

このように、中高年層や事業主都合離職者には、他の求職者に比べ求職期間が長期化する傾向があり、相対的にみた就職困難層と言える。中高年層や事業主都合離職者での長期求職者割合の低下は、有効求人倍率の上昇など雇用情勢の全般的な改善に伴い、こうした就職困難層においても就業環境が着実に改善していることを示していると考えられる。

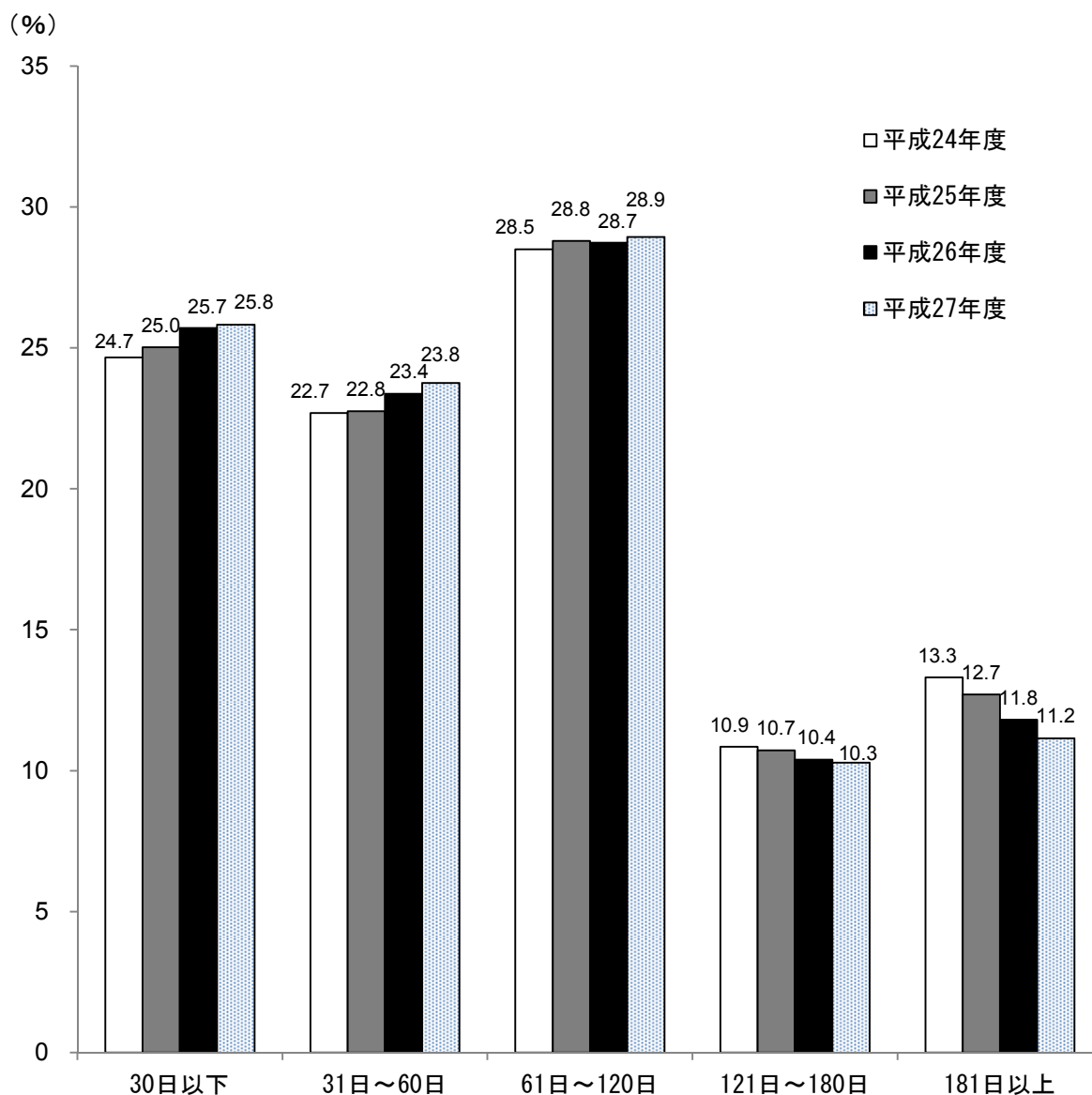
問い合わせ先

職業安定局雇用政策課

近藤 洋平

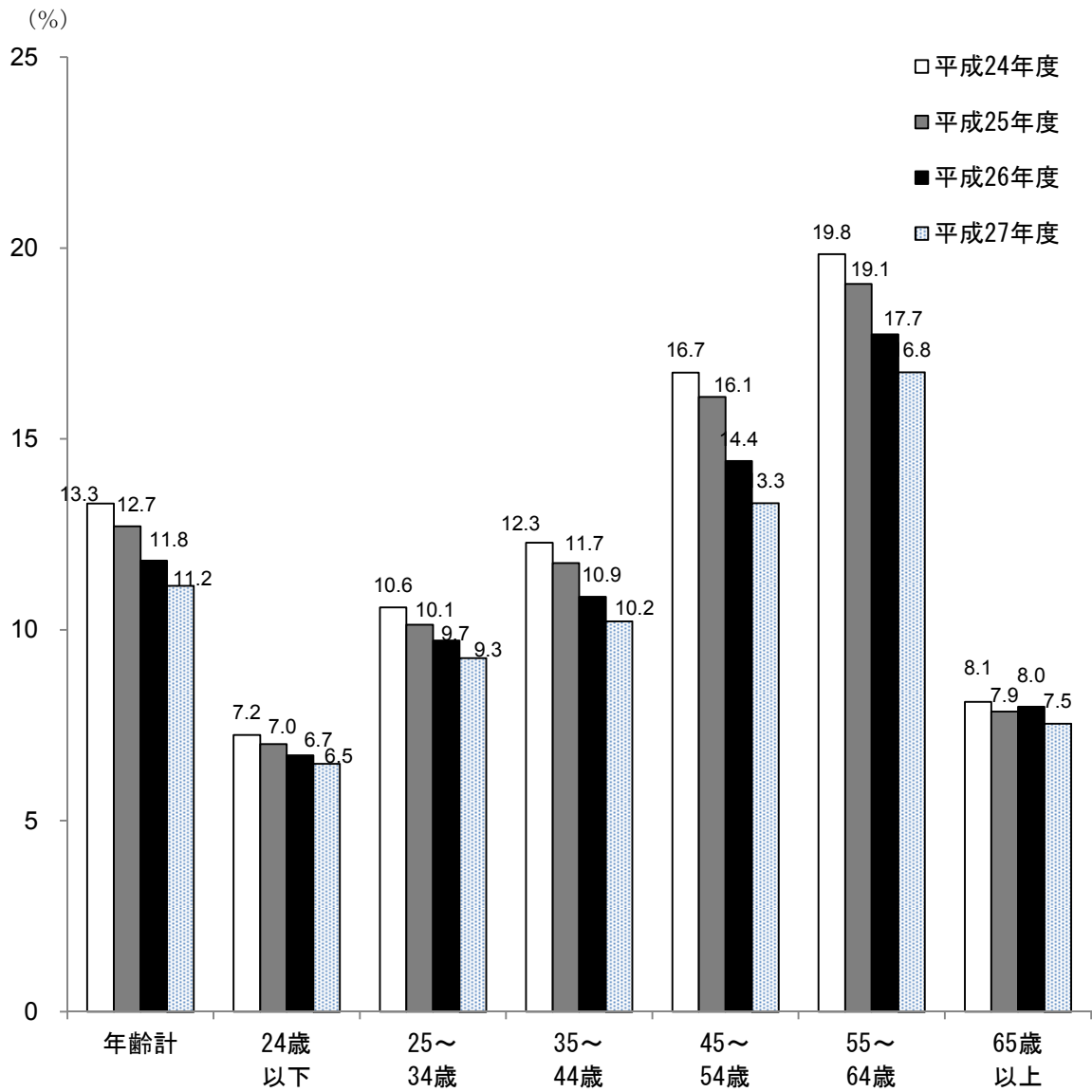
岸場 大輔 直通：03-3502-6770

図1 求職者の求職期間別構成



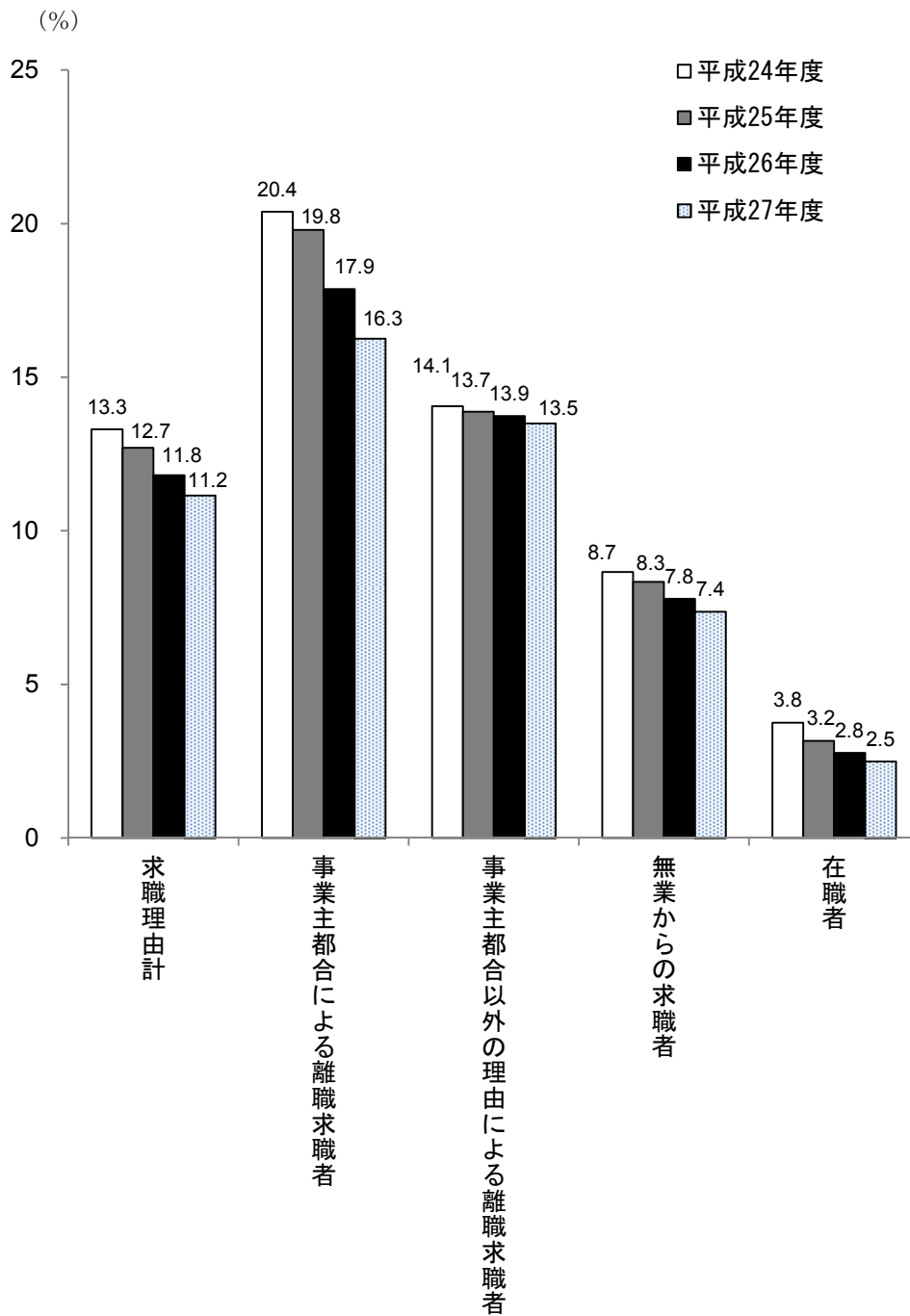
- (注) 1) この集計における求職期間については、各月の月末における有効求職者の求職期間で集計したものである。ただし、当月において就職した者については、就職した日までの期間で集計している。
- 2) 求職者の求職期間別構成は、各求職期間区分の求職者数を求職期間計の求職者数で除した百分率である。
- 3) 求職者の求職期間別構成の動きを評価するにあたっては、求職者数の増減を加味することが必要であり、雇用情勢が悪化して新規求職申込件数が増えると、求職者全体に占める求職期間の短い者の割合が高まり、平均求職期間が短くなるような場合があることに注意しなくてはならない。

図2 年齢階級別にみた長期求職者の割合



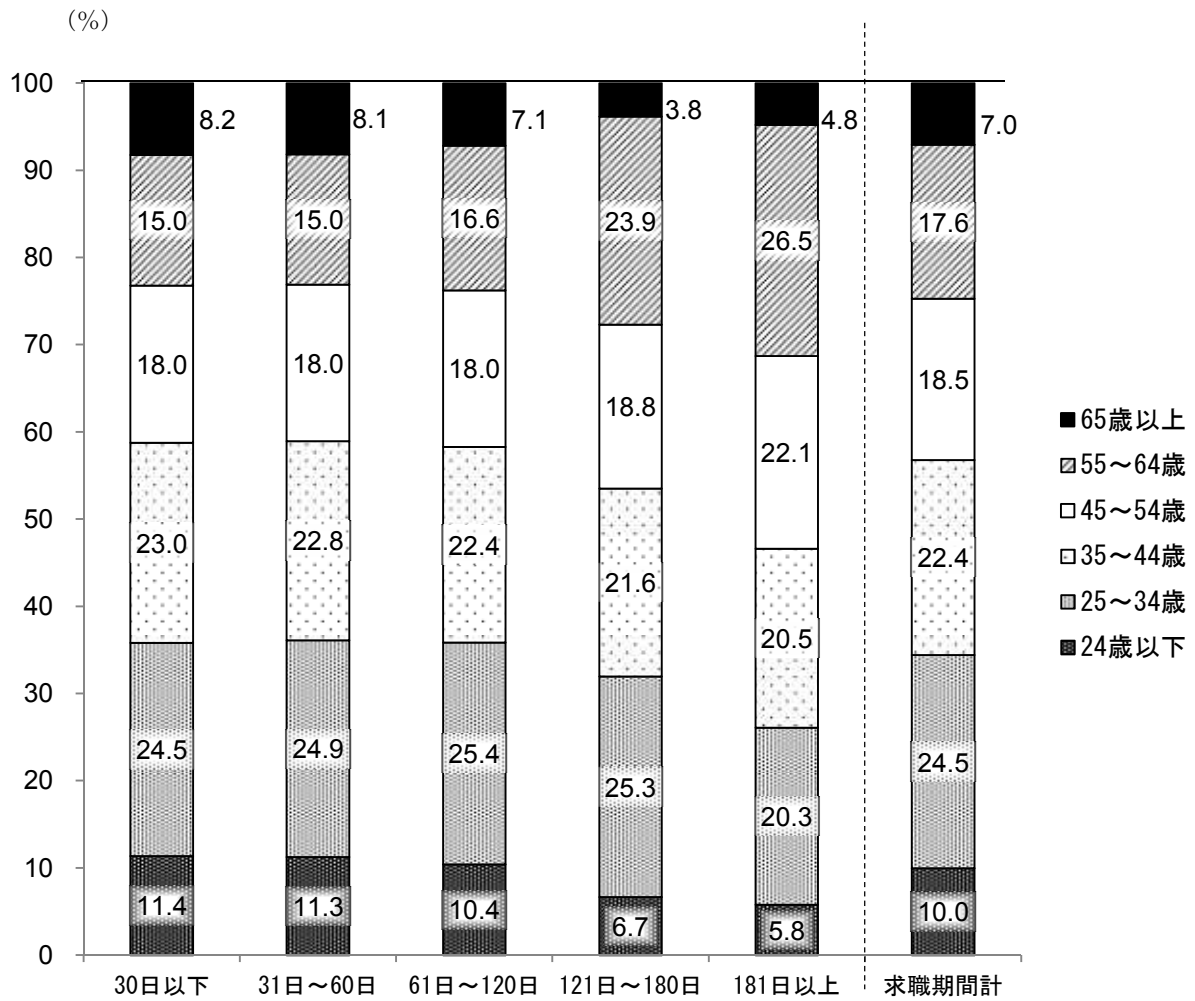
- (注) 1) 求職期間が181日以上である求職者を長期求職者とした。
 2) 長期求職者の割合は、求職期間計の求職者に対する長期求職者の割合である。

図3 求職理由別にみた長期求職者の割合



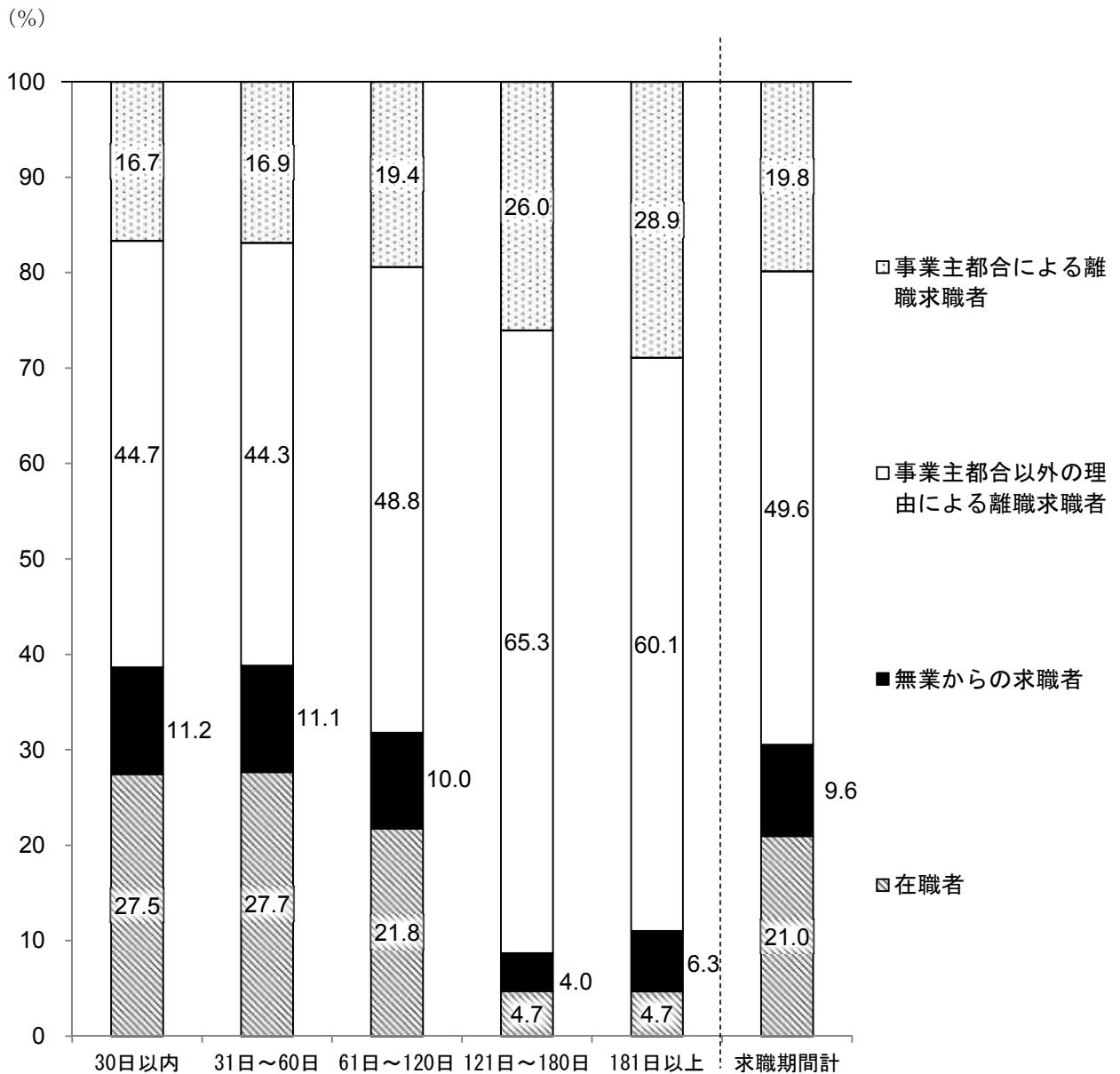
- (注) 1) 求職期間が181日以上である求職者を長期求職者とした。
 2) 長期求職者の割合は、求職期間計の求職者に対する長期求職者の割合である。
 3) 「事業主都合以外の理由による離職求職者」は、自己都合による離職者、理由不明による離職者、定年による離職者、自営・その他の雇用以外の離職者である。
 4) 「事業主都合による離職求職者」は3)以外の離職求職者で、雇用期間満了、長期病欠による解雇、重責解雇等を含む。

図4 求職期間別にみた求職者の年齢階級別構成（平成27年度）



(注) 1) 求職期間別にみた求職者の年齢階級別構成は、各求職期間区分において各年齢階級の求職者数を年齢計の求職者数で除した百分率である。

図5 求職期間別にみた求職者の求職理由別構成（平成27年度）



- (注) 1) 求職期間別にみた求職者の求職理由別構成は、各求職期間区分において各求職理由区分の求職者数を求職理由区分計の求職者数で除した百分率である。
- 2) 「事業主都合以外の理由による離職求職者」は、自己都合による離職者、理由不明による離職者、定年による離職者、自営・その他の雇用以外の離職者である。
- 3) 「事業主都合による離職求職者」は2)以外の離職求職者で、雇用期間満了、長期病欠による解雇、重責解雇等を含む。